

資料編

1 関係条例等	1
1. 糸魚川環境基本条例	1
2. 糸魚川市環境審議会規則	6
2 計画の策定に関する事項	8
1. 糸魚川市環境審議会委員名簿	8
2. 策定経過	8
3 アンケート結果	9
1. 調査概要	9
2. アンケートの集計方法	10
3. サンプル（問1 フェイスデータ）	11
4. アンケート結果	12
4 温室効果ガス排出量の算定方法	29
1. 将来排出量の算定方法	29
2. 将来排出量の算定根拠	30
5 新エネルギービジョン	32
1. 再生可能エネルギー導入施設一覧	32
2. 固定価格買取制度（FIT）の導入状況	34
6 持続可能な開発目標 SDGs	34

1 関係条例等

1. 糸魚川環境基本条例

平成19年12月19日条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全（以下「環境の保全」という。）について、基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 市民等 市民、滞在者（通勤、通学、観光旅行等で滞在する者をいう。）及び民間団体（市民又は事業者が組織する民間の団体をいう。）をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことができるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、多様な生態系の健全性を維持し、人と自然との豊かな触れ合いを保つこ

とにより、人と自然が共生できるように適切に行われなければならない。

3 環境の保全是、環境への負荷の少ない循環を基調とし、持続的に発展することができる社会が構築されるように行われなければならない。

4 環境の保全是、市、事業者及び市民等が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

5 地球環境の保全是、人類の共通の課題であることを認識し、国の内外の地域と連携しながら、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活及び活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が守られ、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境を良好な状態に保持すること。

(2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。

- (3) 森林、緑地、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
- (4) 人と自然が豊かに触れ合い、及び共生することができる環境を確保すること。
- (5) 身近な自然及び歴史的文化的な環境と調和のとれた景観の形成を図り、快適な環境を創造すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制、再生資源の利用、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進すること。
- (7) 地球環境の保全を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映するよう努めるとともに、第24条に規定する糸魚川市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境の保全について配慮しなければならない。

(事業実施時における環境への配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものと

する。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な規制の措置を講じなければならない。

(1) 公害の原因となる行為

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

(自然環境の保全等)

第13条 市は、豊かな自然環境及び歴史的文化的特性に配慮し、良好な環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減のための措置)

第14条 市は、事業者及び市民等が自らの行為に係る環境への負荷を低減するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する公共的施設の整備等の推進)

第15条 市は、下水道及び廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進するものとする。

(環境の保全に関する教育等の推進)

第17条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの活動の意欲を高め

るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全活動の促進)

第18条 市は、事業者及び市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進を図るため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第21条 市は、地球環境の保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨対策その他の施策を推進するものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及びその他の関係団体と協力し、地球環境の保全に関する情報の提供等に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第22条 市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市は、事業者及び市民等と協力して環境の保全に関する施策を効果的に推進するため連携体制の整備に努めるものとする。

(広域的な施策の連携)

第23条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全に関する施策については、国、県及び他の地方公共団体と連携して推進するように努めるものとする。

(環境審議会)

第24条 市長は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、糸魚川市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

- (2) その他市長の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を審議すること。
- 3 審議会は、前項各号に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2. 糸魚川市環境審議会規則

平成20年3月31日規則第25号

改正

平成22年3月26日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸魚川市環境基本条例（平成19年糸魚川市条例第32号）第24条第1項の規定に基づき、糸魚川市環境審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民
- (4) 事業者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 審議会は、審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境生活課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日規則第30号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 計画の策定に関する事項

1. 糸魚川市環境審議会委員名簿

役職	氏名	区分／所属等
会長	山縣 耕太郎	国立大学法人 上越教育大学 教授
副会長	池亀 正文	糸魚川市理科教育センター 理科支援員
委員	田村 三樹夫	一般財団法人 上越環境科学センター センター長
	菅原 賢明	糸魚川ジオパーク観光ガイドの会
	葉葺 久尚	上越地域振興局 健康福祉環境部 環境センター長
	伊藤 健一	糸魚川地域振興局 農林振興部 部長
	杉本 日出晴	元新潟自然環境保護員
	吉田 惣栄	新潟県鳥獣保護員
	齋藤 伸一	糸魚川地域連合区長会 会長
	安田 初恵	糸魚川市消費者協会 役員
	石橋 孝一	デンカ株式会社 青海工場 環境保安部長
	杉野 朝子	農業従事者
小野 清隆	上越漁業協同組合	

2. 策定経過

年月日	内容
令和元年5月20日～ 令和元年6月5日	市民及び事業者アンケート実施
令和元年7月30日	第1回糸魚川市環境審議会 スケジュール、前計画の進捗、市民及び事業者アンケート結果
令和元年11月1日	第2回糸魚川市環境審議会 高校生アンケート結果、第2次環境基本計画の素案
令和2年1月15日～ 令和2年2月14日	市民意見提出手続（パブリックコメント）実施
令和2年3月18日	第3回糸魚川市環境審議会 第2次環境基本計画案

3. パブリックコメント

令和2年1月15日から令和2年2月14日まで「第2次糸魚川市環境基本計画（案）」のパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

3 アンケート結果

1. 調査概要

(1) 目的

本市は、平成 22 (2010) 年 3 月に糸魚川市環境基本計画を策定しました。策定からの 10 年間で環境や人口等の変化が生じているため、今後も環境行政の総合的かつ計画的な推進を図るためには、実効性のある施策を展開することが必要である。

このため本アンケートは、本市の環境についての基本的な事項を定める第 2 次糸魚川市環境基本計画を策定するうえで、市民、事業者の皆様からのご意見を反映するための基礎資料とするため実施した。

(2) 調査方法

①調査対象者

市民・事業者アンケート：糸魚川市在住の男女 1,000 人および糸魚川市に事務所を持つ事業者 83 社

高校生アンケート：糸魚川市内の高等学校 3 校の生徒

②調査期間

市民・事業者アンケート：令和元年 5 月 20 日 ~ 令和元年 6 月 5 日

高校生アンケート：令和元年 8 月 22 日 ~ 令和元年 9 月 12 日

③調査方法

自記入による郵送調査法

④回収結果

調査対象者	市民	事業者	高校生
対象者数	1,000 人	83 社	92 人
回収数	478	61	92
回収率	47.8%	73.5%	100%

2. アンケートの集計方法

本アンケート調査は、以下の方法で集計を行った。

(1) 単数回答の質問について

「問2・4・6」は、選択肢から当てはまるものを1つ回答する質問であるため、2つ以上回答があった場合は無回答として集計した。

(2) 問8について

「問8」は、優先順位の上位1番から3番までを選択して回答欄に記載する質問であるため、選択肢に○がついていても回答欄への記載がない場合は無回答とした。

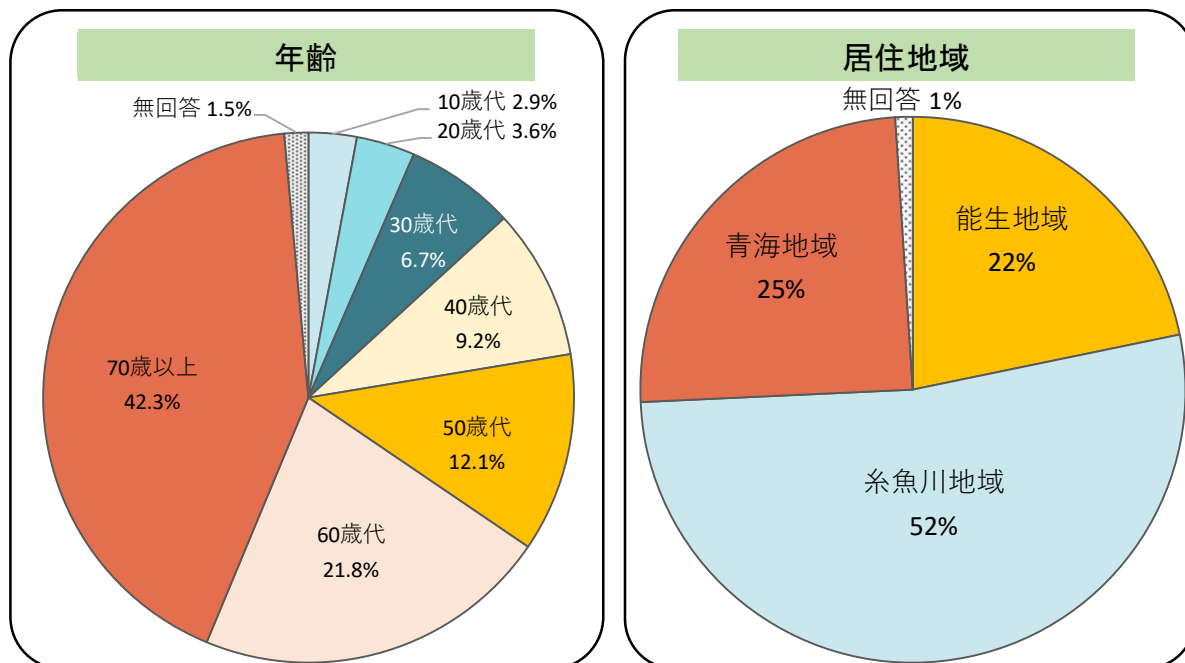
(3) 欄外のコメントについて

欄外に各質問に関するコメント等が記載されていた場合は、問10に転記して集計を行った。

3. サンプル（問1 フェイスデータ）

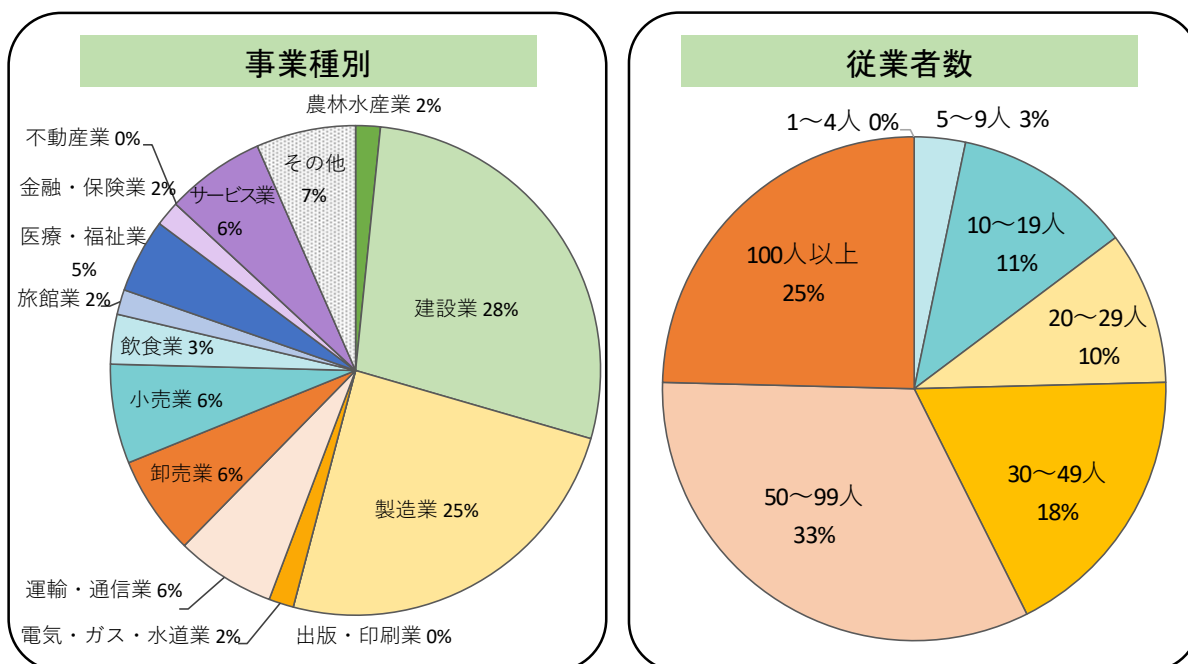
■市民アンケートについて

以下に市民 1,000 名を対象にしたアンケートの回答者の年齢、居住地域のフェイスデータを示す。年齢別では 70 歳以上の割合が高くなっているが、ほぼ人口構成に近い結果であった。居住地域では市の人口構成に近い結果であった。



■事業者アンケートについて

以下に事業者 83 社を対象にしたアンケートの回答業者の種別、従業員数のフェイスデータを示す。事業種別では建設業と製造業が高くなった。従業員数は 50～99 人と 100 人以上の事業者が半数以上になった。



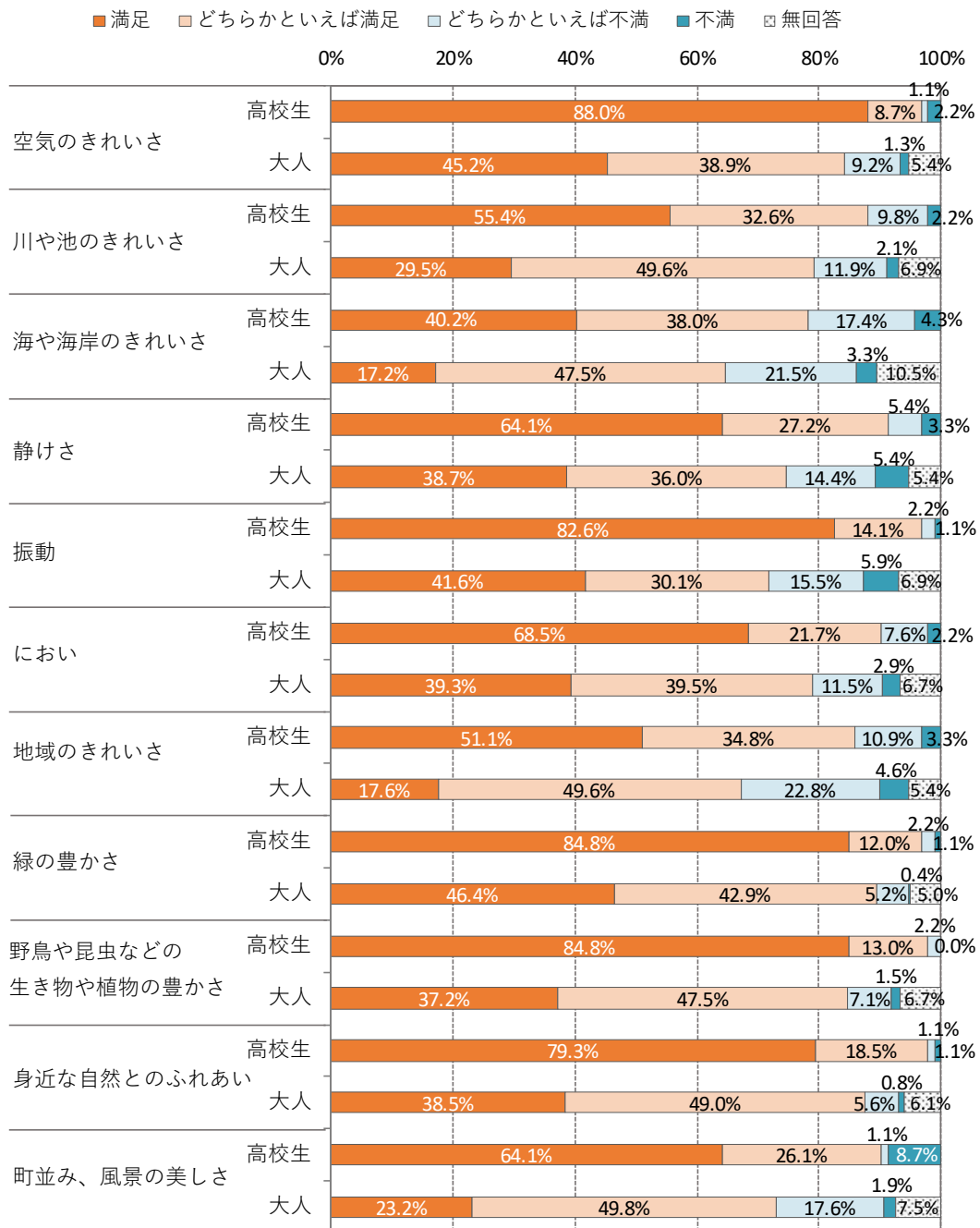
4. アンケート結果

(1) 市民アンケート

■問2 お住まいの地域の環境について（市民アンケートと高校生アンケートの比較）

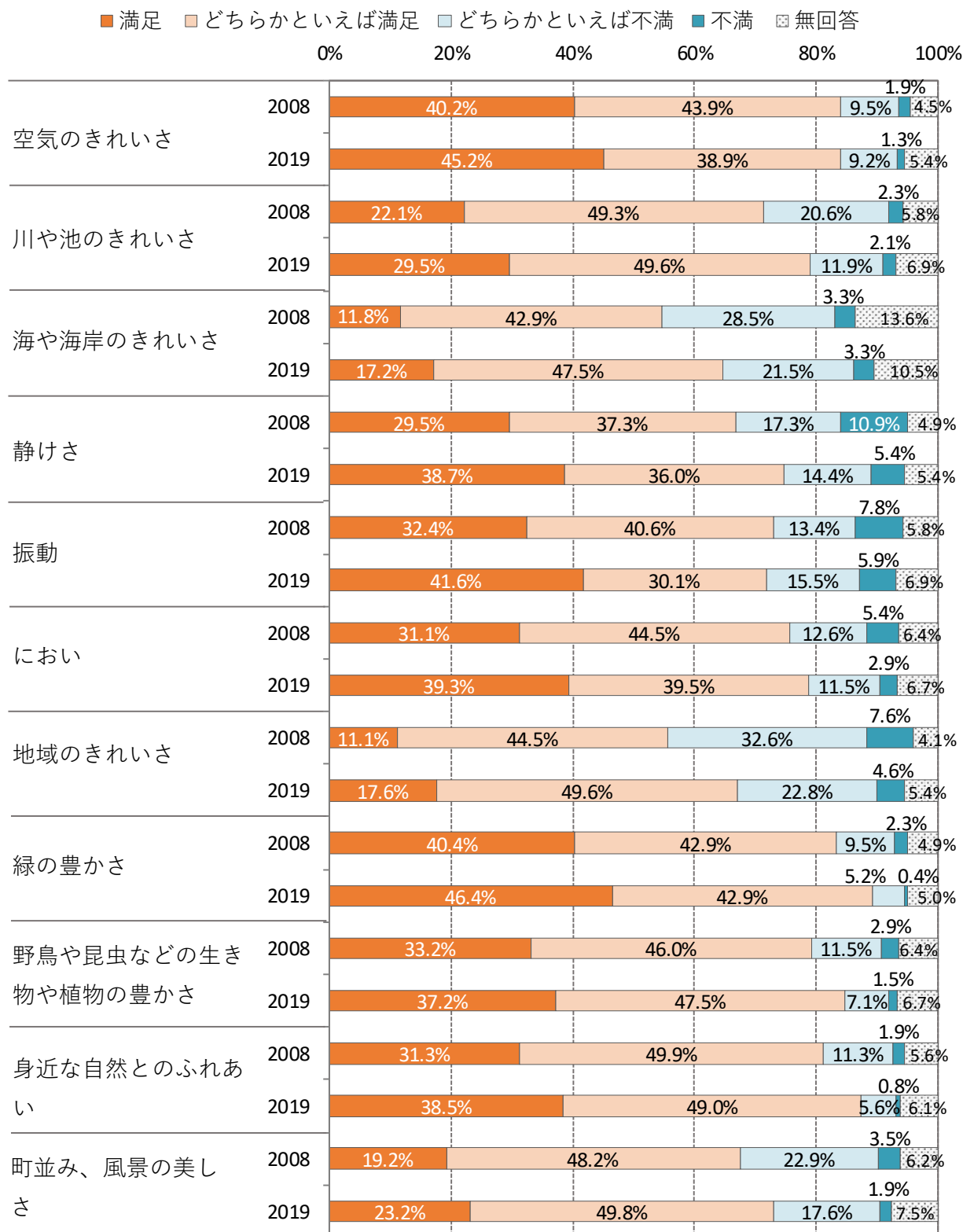
市民アンケートの結果（「大人」と表記）について、居住地域の環境の満足度については、いずれの項目も「満足」と「どちらかといえば満足」を合計した割合が5割以上になっていました。特に「空気のきれいさ」「緑の豊かさ」「野鳥や昆虫などの生き物や植物の豊かさ」「身近な自然とのふれあい」は8割以上と高くなっていました。一方で、「海や海岸のきれいさ」「静けさ」「振動」「地域のきれいさ」は「どちらかといえば不満」と「不満」を合計した割合が2割以上と高くなっていました。

高校生アンケートと市民アンケートの結果を比較すると、「満足」と「どちらかといえば満足」を合計した割合について、すべての項目で高校生の方が高くなっていました。



■問2 お住まいの地域の環境について（2008(平成20)年と2019(令和元)年との比較）

2008(平成20)年と2019(令和元)年を比較すると、「空気のきれいさ」「振動」を除くすべての項目で「満足」「どちらかといえば満足」を合計した割合が上昇していました。特に、「海や海岸のきれいさ」「地域のきれいさ」は2008(平成20)年時点で6割未満でしたが、1割程度上昇していました。



■問3 大切にしたい系魚川の自然や風景、文化財や歴史的資源

「塩の道」が最も多く、次いで「ヒスイ峡」「月不見の池」「美山公園」「高浪の池」等になりました。

市民アンケート

項目	回答数
塩の道	25
ヒスイ峡	24
月不見の池	20
美山公園（桜並木など）	18
高浪の池	18
田海ヶ池	15
不動滝	14
日本海の景観	13
弁天岩	12
しろ池	10
ブナ林	10
日本海に沈む夕日	9
須沢水芭蕉	8
白山神社	8
海谷溪谷	7
ヒスイ海岸	7
姫川堤桜並木	7
親不知	6
棚田	6
マイコミ平	5
明星山	4
黒姫山	4
三峽パーク	4
城山	4
森林公園	4
拇海新道	4
八十八ヶ所	4
美山	4
ラベンダービーチ	4
姫川	4
合計	282

高校生アンケート

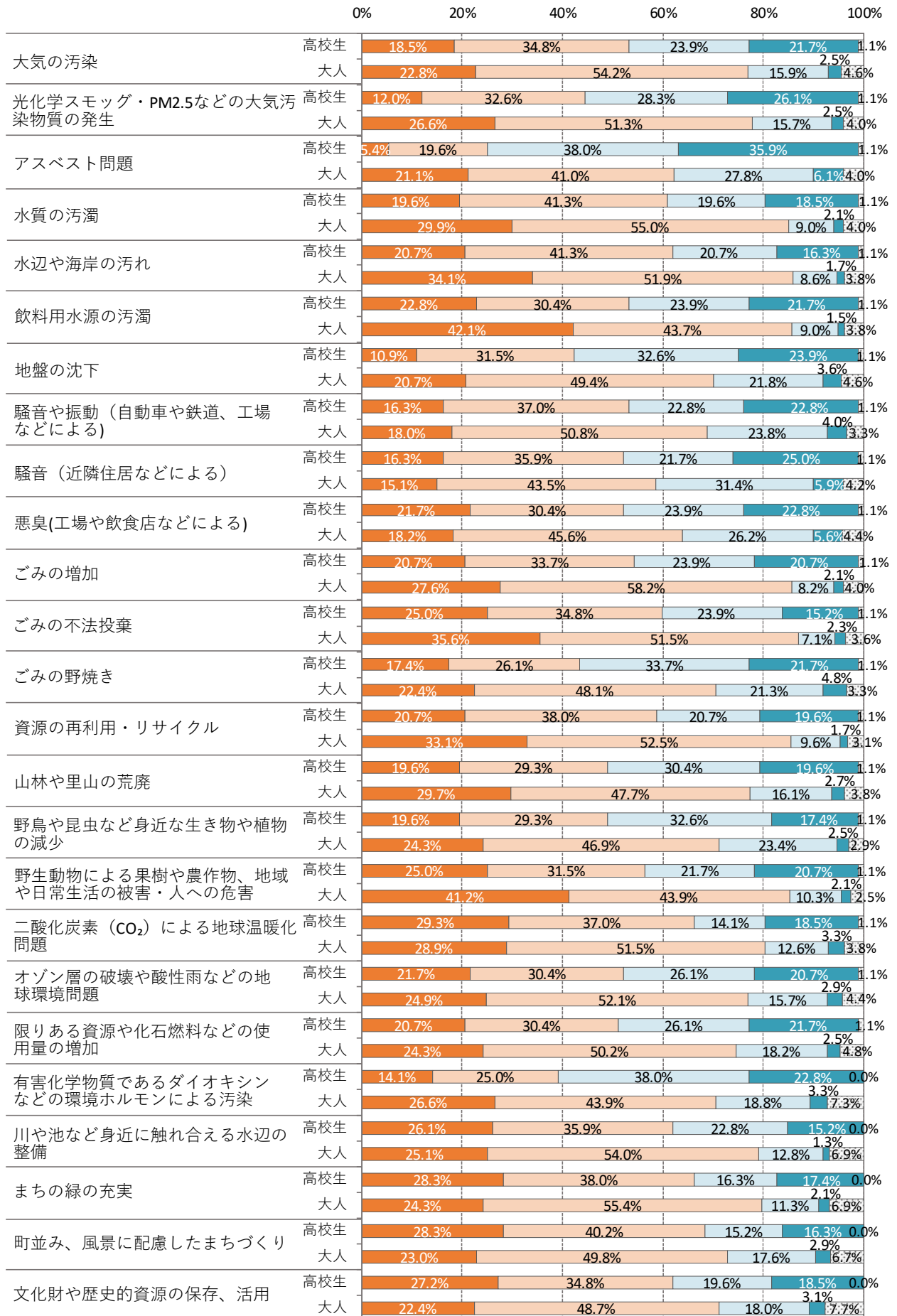
項目	回答数
塩の道	18
海	7
弁天岩	6
木、森林、山等	6
田海ヶ池	5
ヒスイ、ヒスイ峡	5
川	4
焼山	3
白山神社	3
神道山	3
姫川	3
ジオパーク	2
スキー場	2
地層	2
月不見の池	2
八十八ヶ所	2
不動滝	2
合計	75

■問4 環境問題に対する関心度について（市民アンケートと高校生アンケートの比較）

市民アンケートの結果（「大人」と表記）について、居住地域の環境の関心度については、いずれの項目も「満足」と「どちらかといえば満足」を合計した割合が5割以上になっていました。特に「水質の汚染」「水辺や海岸の汚れ」「飲料水用水源の汚染」「ごみの増加」「ごみの不法投棄」「資源の再利用・リサイクル」「野生動物による果樹や農作物、地域や日常生活の被害・人への危害」「二酸化炭素（CO₂）による地球温暖化問題」は8割以上と高くなっていました。一方で、「アスベスト問題」「騒音」「悪臭」は「どちらかといえば不満」と「不満」を合計した割合が3割以上と高くなっていました。

高校生アンケートと市民アンケートの結果を比較すると、「とても関心がある」と「関心がある」を合計した割合について、すべての項目で高校生の方が低くなっていました。

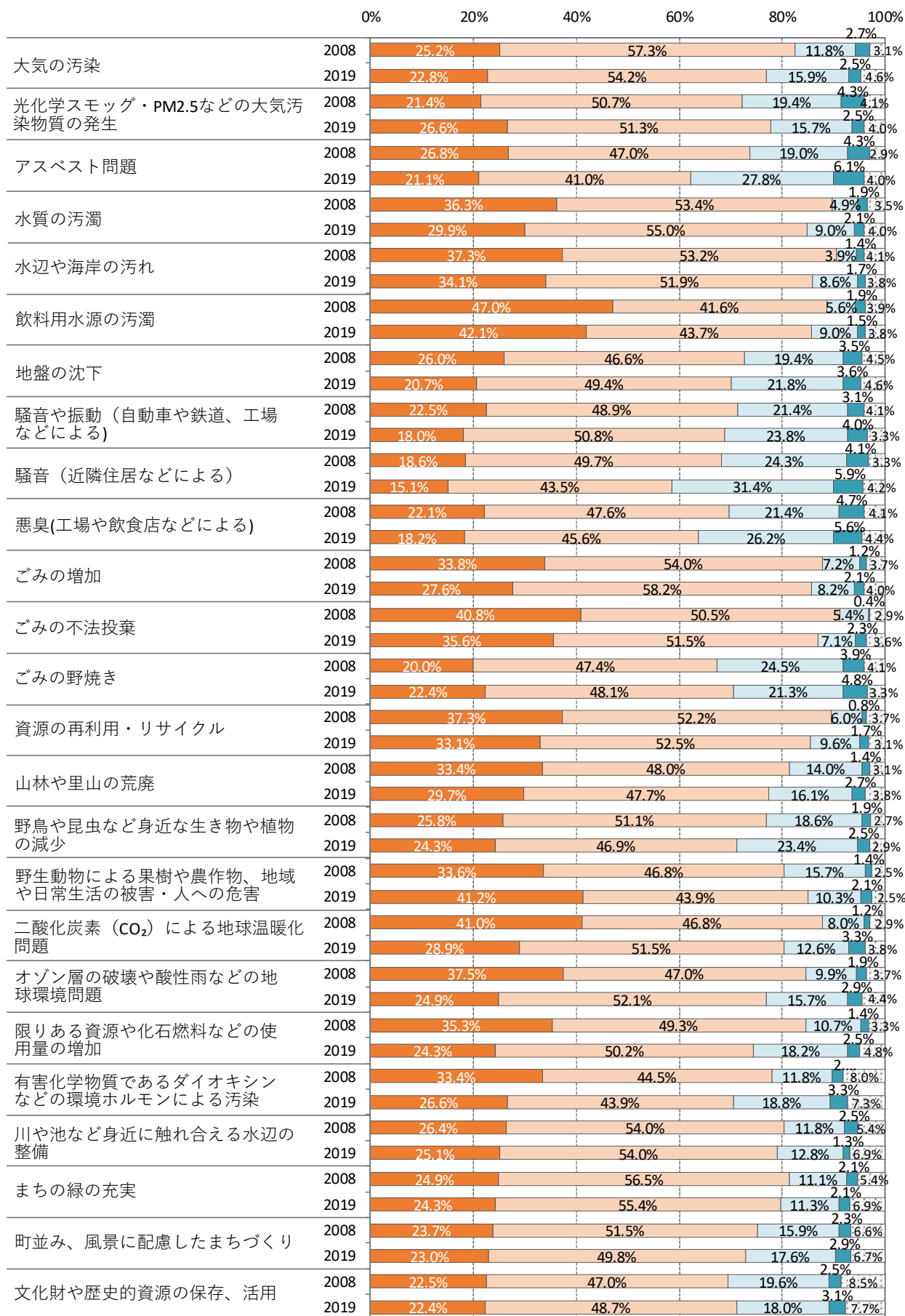
■ とても関心がある ■ 関心がある ■ あまり関心がない ■ 関心がない ■ 無回答



■問4 環境問題に関する関心度について（2008(平成20)年と2019(令和元)年との比較）

2008(平成20)年と2019(令和元)年を比較すると、「とても関心がある」と「関心がある」との合計の割合が、「光化学スモッグ・PM2.5などの大気汚染物質の発生」「ごみの野焼き」「野生動物による果樹や農作物、地域や日常生活の被害・人への危害」「文化財や歴史的資源の保存、活用」の4項目で上昇していました。一方で「アスベスト問題」「限りある資源や化石燃料などの使用量の増加」の2項目は低下していました。

■とても関心がある ■関心がある ■あまり関心がない ■関心がない □無回答



■問5 将来までには解決したい糸魚川市の環境問題について

廃棄物問題・循環型社会の項目の「ポイ捨て・不法投棄」が突出して多く、ポイ捨て対策や不法投棄対策の重要性がうかがえる結果となりました。また空き家の管理についても課題となっています。

市民アンケート

内容	回答数
工場の悪臭	4
車の排気ガス	2
ポイ捨て・不法投棄	63
分別の徹底	5
ごみの減量化対策	3
野焼き	3
海岸漂着物	5
山林や田畑の荒廃	8
海岸の浸食	3
河川の整備	3
鳥獣被害	5
外来種問題、野猫問題	2
地球温暖化	2
空き家の管理	16
雑草の管理	7
街灯の不足	2
休耕田の増加	2
少子高齢化	4
ペットのフン放置	2
合計	141

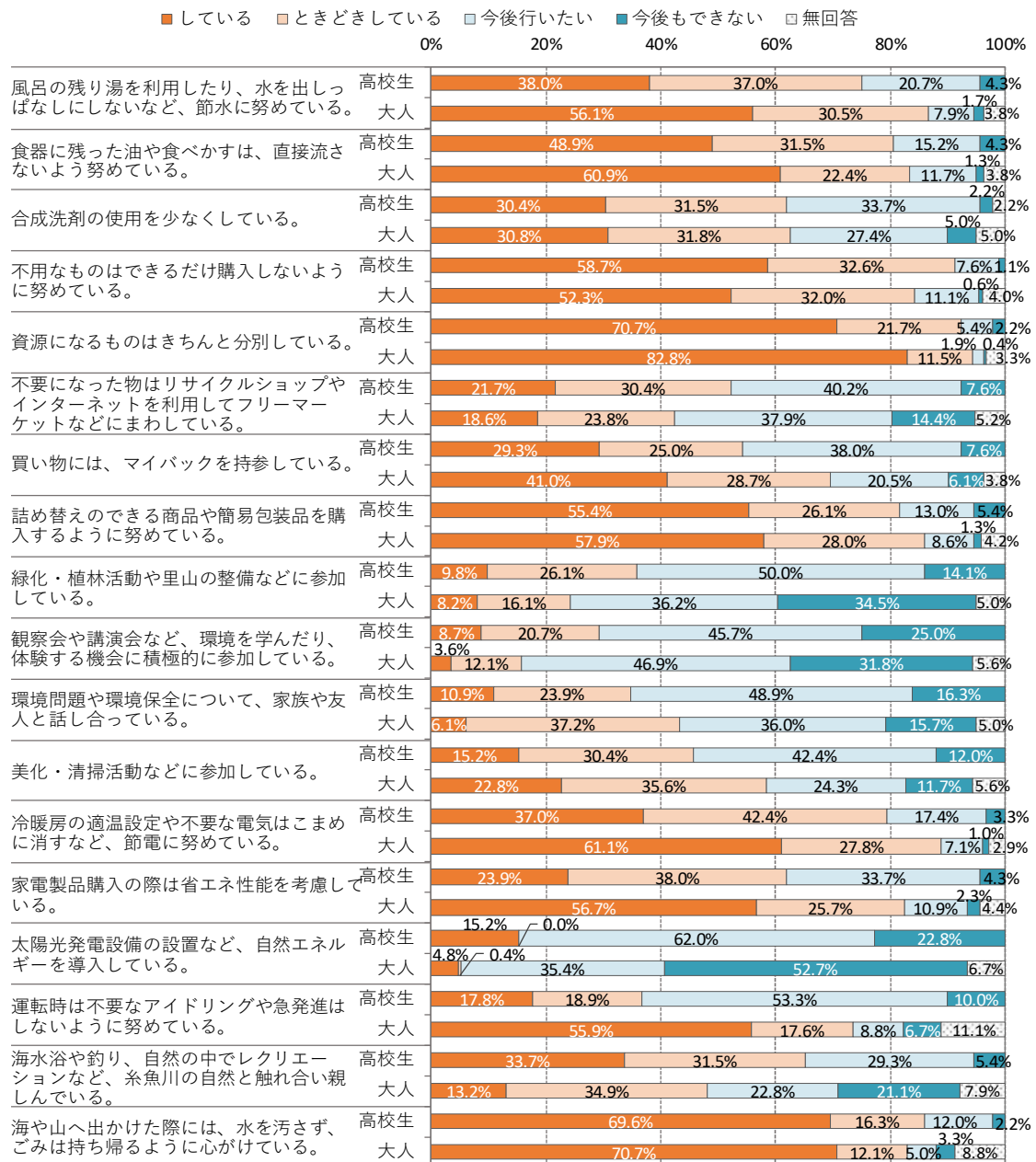
高校生アンケート

内容	回答数
ポイ捨て・不法投棄	39
少子高齢化、人口減少	7
交通機関の整備、山道の整備	4
海の濁り、川の水質汚濁	2
合計	52

■問6 環境にやさしい取り組みの実施度について（市民アンケートと高校生アンケートとの比較）

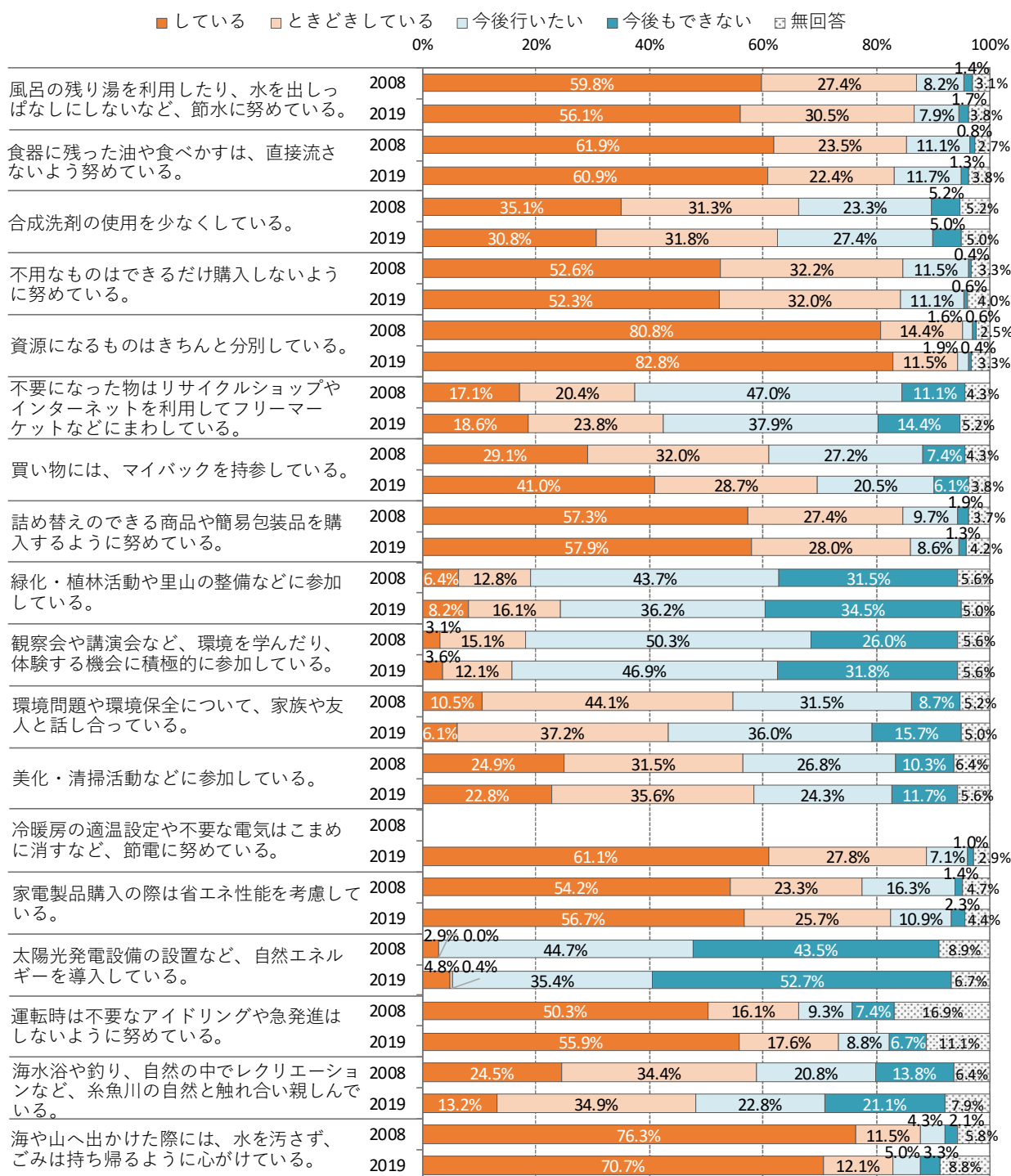
市民アンケートの結果（「大人」と表記）について、環境にやさしい取り組みの実施度について、「している」「ときどきしている」を合計した割合は「資源となるごみはきちんと分別している」が94.3%と最も高く、次いで「冷暖房の適切設定や不要な電気はこまめに消すなど、節電に努めている」が88.9%となりました。一方で、「太陽光発電設備の設置など、自然エネルギーを導入している」が5.2%と最も低く、次いで「観察会や講演会など、環境を学んだり、体験する機会に積極的に参加している」が15.7%となりました。

高校生アンケートと市民アンケートの結果を比較すると、「している」「ときどきしている」を合計した割合は、「買い物には、マイバックを持参している」や「美化・清掃活動に参加している」といった資源循環に係る項目は市民アンケートの方が高く、「観察会や講演会など、環境を学んだり、体験する機会に積極的に参加している。」等の自然とのふれあいに係る項目は高校生の方が高くなりました。



■問6 環境にやさしい取り組みの実施度について（2008(平成20)年と2019(令和元)年の比較）

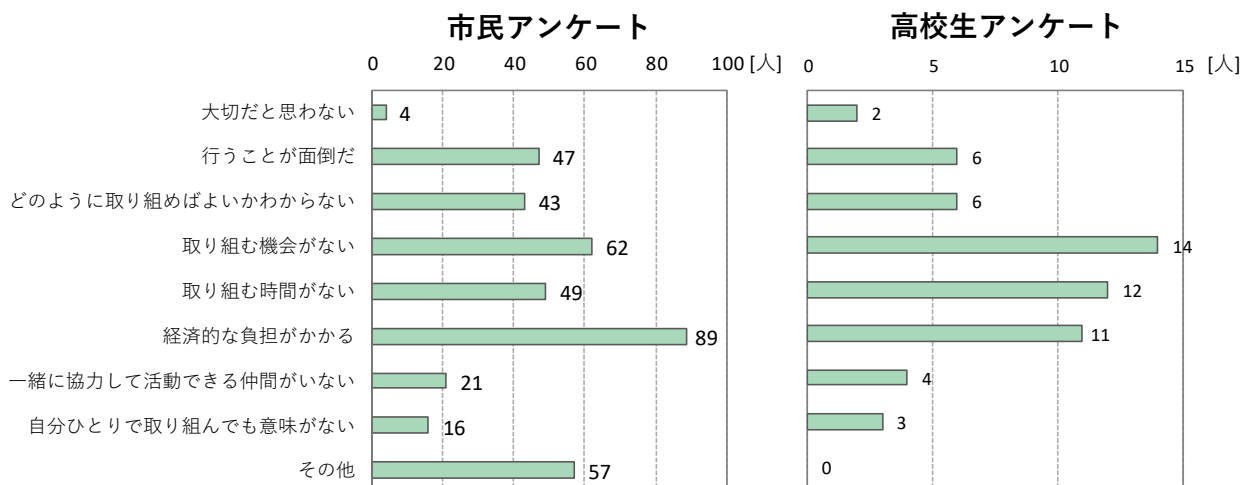
2008(平成20)年と2019(令和元)年を比較すると、「している」と「ときどきしている」の合計の割合は、「買い物には、マイバックを持参している。」が8.6%上昇し、次いで「運転時は不要なアイドリングや急発進はしないように努めている。」が7.1%上昇していました。一方で「環境問題や環境保全について、家族や友人と話し合っている。」が11.3%、「海水浴や釣り、自然の中でレクリエーションなど、糸魚川の自然と触れ合い親しんでいる。」が10.8%低下していました。



■問7 環境にやさしい取り組みについて「今後も出来ない」と回答した理由

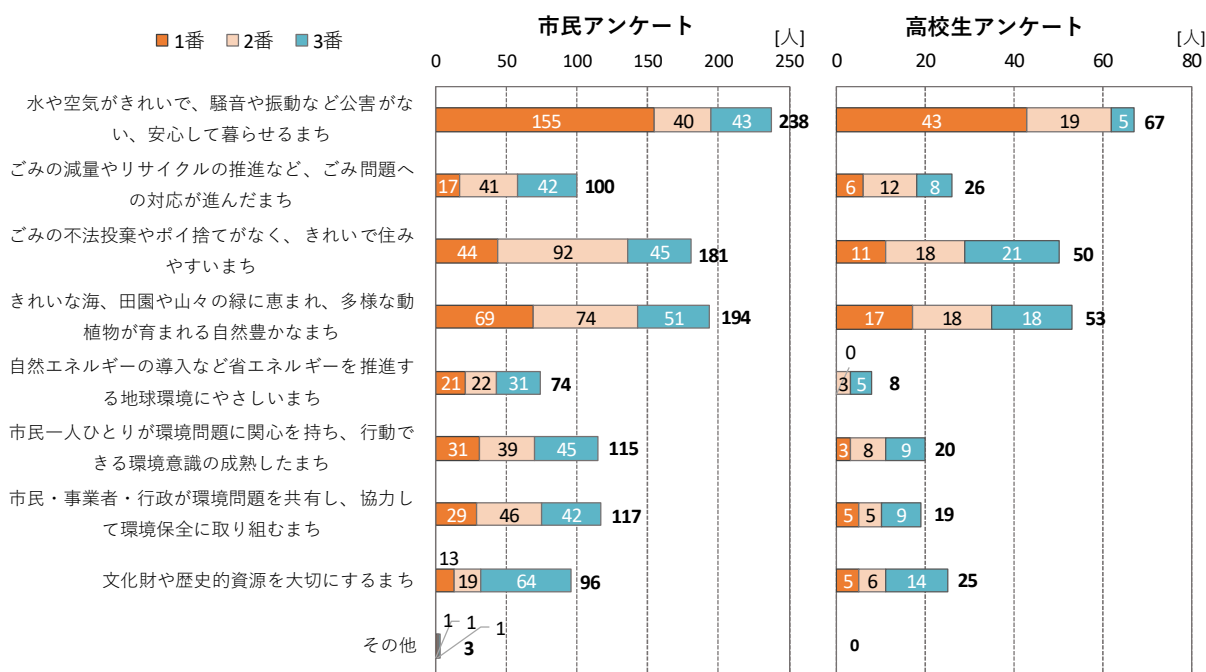
市民アンケートの結果について、問6で1つでも「今後も出来ない」と回答した人の中で、出来ない理由として「経済的な負担がかかる」が89人と最も多く、次いで「取り組む機会がない」が62人、「その他」が57人と多くなりました。「その他」の回答の内容は「年齢や健康上の理由」が39人と多くなりました。

高校生アンケートの結果では、「取り組む機会がない」が14人と最も多く、次いで「取り組む時間がない」が12人、「経済的負担がかかる」が11人となりました。



■問8 望ましい環境の優先度

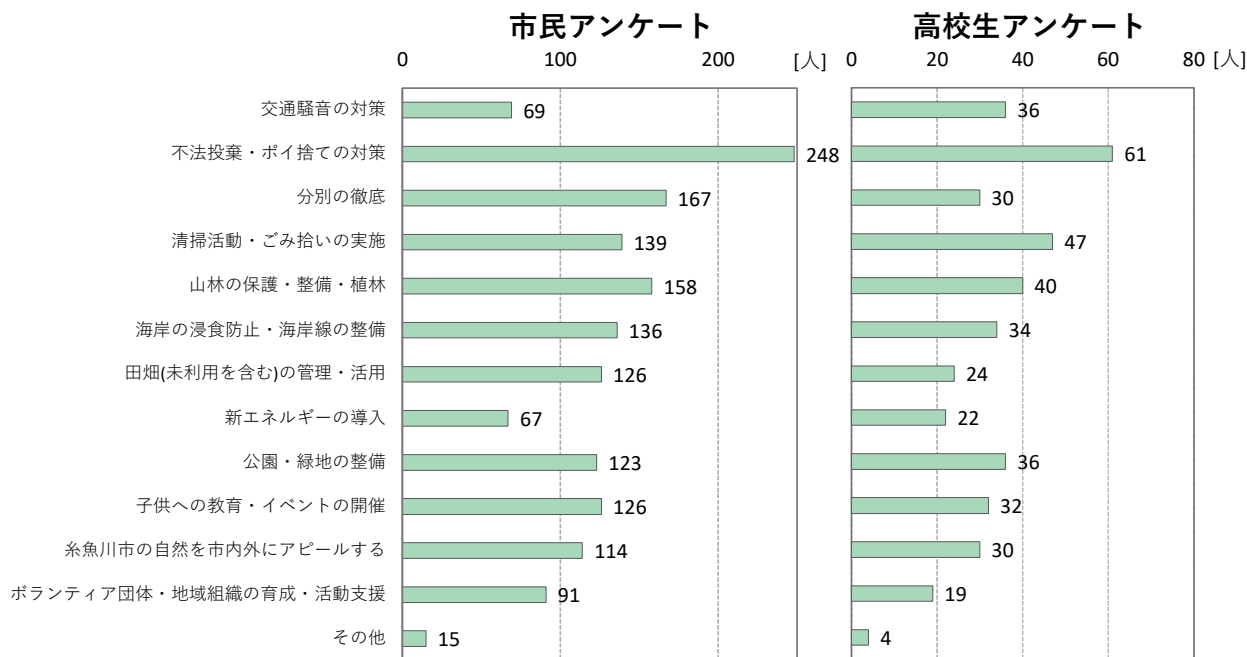
望ましい環境の優先度は、市民アンケートと高校生アンケートのいずれも「水や空気がきれいで、騒音や振動など公害がない、安心して暮らせるまち」と回答した人が最も多く、1番にした割合も高くなりました。一方で、「自然エネルギーの導入など省エネルギーを推進する地球環境にやさしいまち」と回答した人が両アンケートともに最も少なくなりました。



■問9 望ましい環境像の実現に必要なもの

市民アンケートの結果について、望ましい環境像の実現に必要なものは、「不法投棄・ポイ捨ての対策」が248人と最も多く、次いで「分別の徹底」となりました。

高校生アンケートの結果では、「不法投棄・ポイ捨ての対策」が61人と最も多く、次いで「清掃活動・ごみ拾いの実施」となりました。



■問10 環境保全について行政に望むこと

市民アンケートでは、他の項目に比べて「廃棄物問題・循環型社会」と「開発問題・自然保護・生態系問題」に関する回答が多く、これらの項目について行政への要望が高いということがうかがえる結果になりました。

高校生アンケートでは、環境保全について行政に対して、ポイ捨てや不法投棄への対策や環境保全活動の推進等が望まれていました。

市民アンケート

内容	回答数
荒廃した田畑や山林の整備・活用	7
ポイ捨て対策	5
空き家対策	5
市職員が率先して環境問題に取り組む	5
水質悪化対策	3
ごみの処理方法をよりPRする	3
鳥獣害対策	3
少子高齢化対策	3
道路の草刈り・街路樹の整備	3
市民への教育・啓発	3
分別をより細分化	2
豊かな自然を守り後世に残す	2
市民や地区の意見・要望を反映させる	2
人口減少対策	2
合計	48

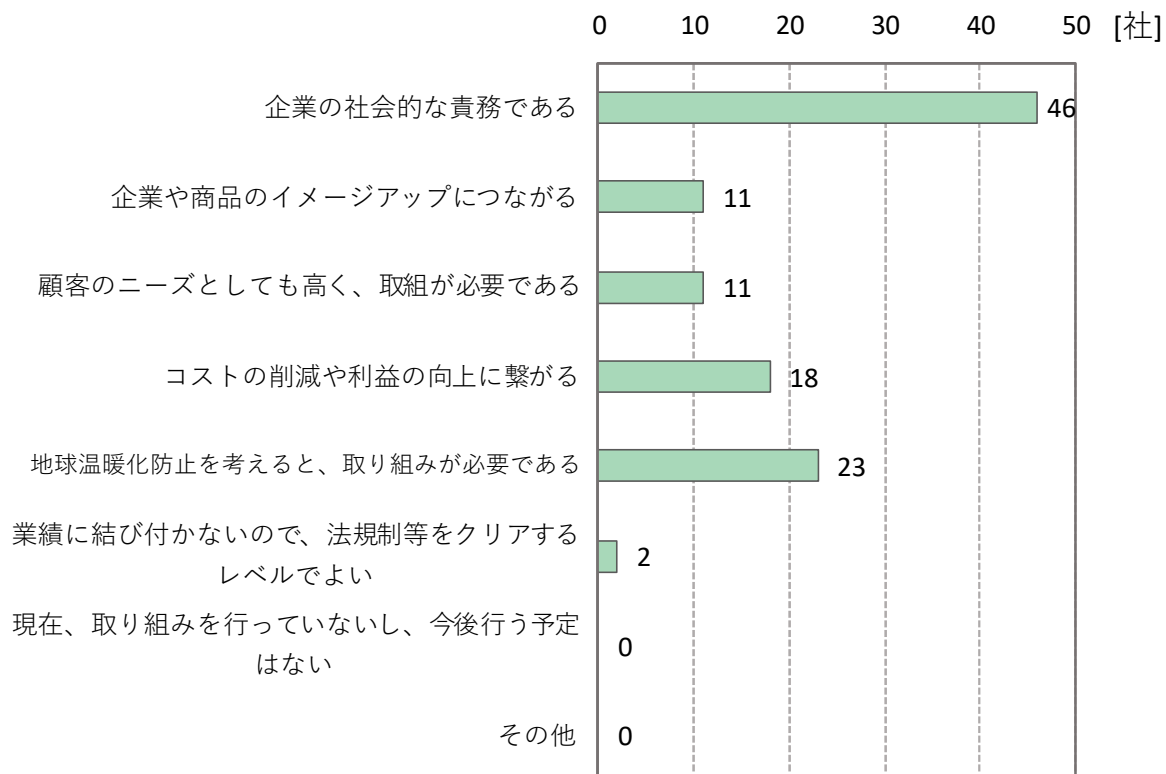
高校生アンケート

内容
きれいなまちだが、よく見るとごみがある。人の心を変えれば、まちもキレイになる。改善求む。
不法投棄されたごみを回収する作業を市民で行えるような活動を計画してほしい。
ポイ捨てへの対策など。
自然を整備するボランティア活動をもっと行って、市の人に参加してもらいように呼びかけたほうが良いと思う。日本でも有数の世界ジオパークを大切にしてほしい。
地域の人々とともに環境保全活動に努める。
もっと空気を大切にほしい。

(2) 事業者アンケート

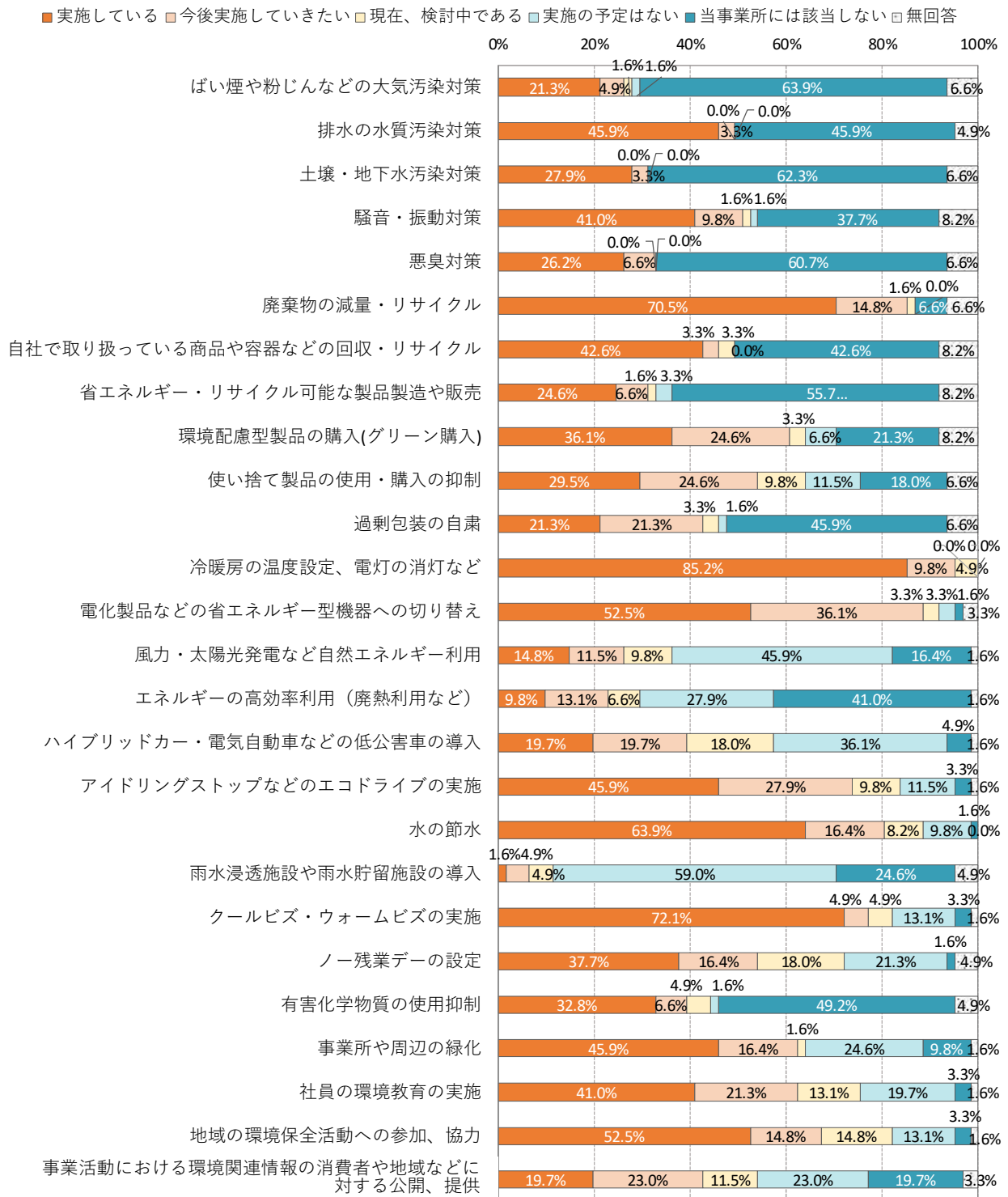
■問2 環境配慮の取組みについての考え

事業者の考える環境配慮の取組は、「企業の社会的な責務である」が46社と最も多く、次いで「地球温暖化防止を考えると、取組みが必要である」が23社と多くなりました。



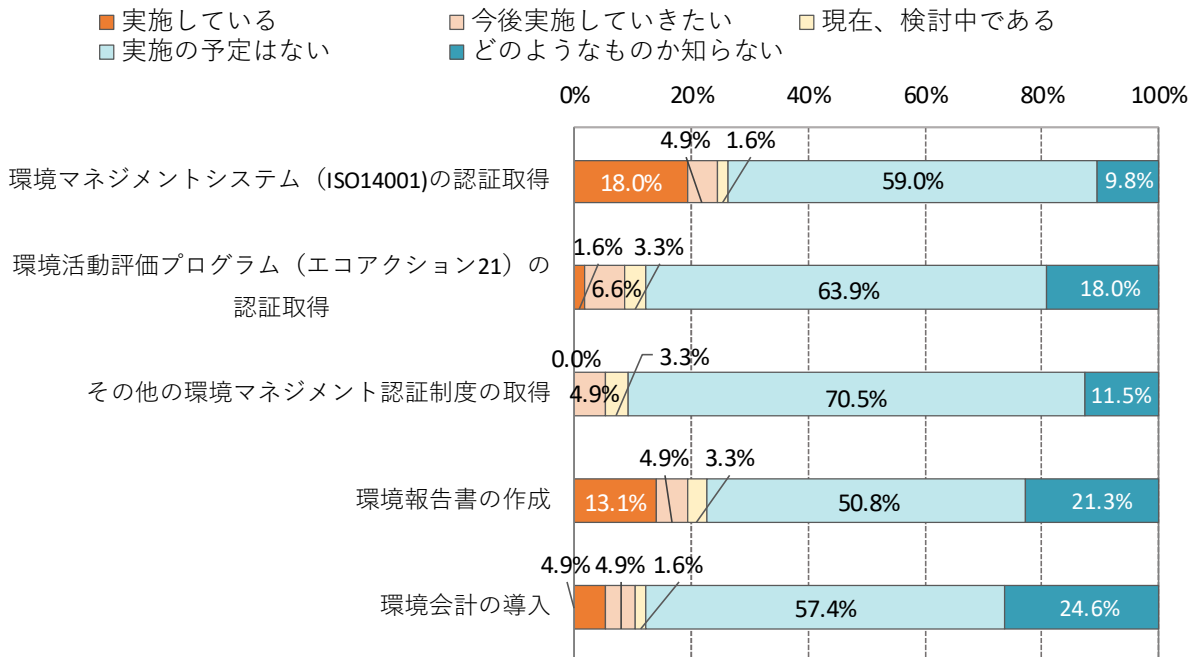
■問3 環境保全のための対策の実施度

環境保全のための対策の実施度は、「実施している」の割合が「冷暖房の温度設定、電灯の消灯など」で85.2%と最も高く、次いで「廃棄物の減量・リサイクル」で70.5%となりました。一方で、「雨水浸透施設や雨水貯留施設の導入」は1.6%と最も低くなりました。



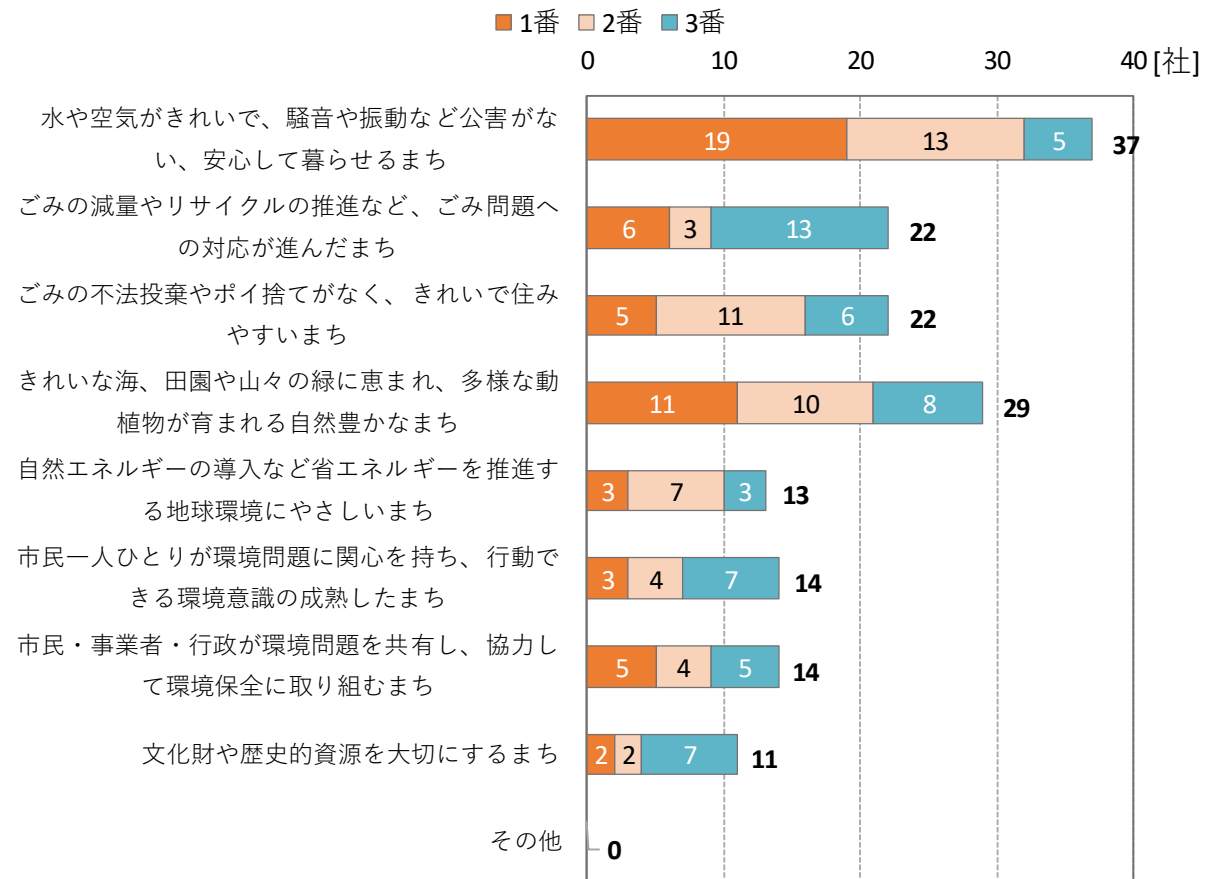
■問4 環境配慮した経営方法の実施度

環境配慮した経営方法は、「実施している」の割合が「環境マネジメントシステム (ISO14001) の認証取得」で最も高く、次いで「環境報告書の作成」が多くなりました。



■問5 糸魚川市の望ましい環境像について

糸魚川市の望ましい環境像の優先度は、「水や空気がきれいで、騒音や振動など公害がない、安心して暮らせるまち」が37社と最も多く、1番にした割合も高かった。一方で「文化財や歴史的資源を大切にすまち」が11社と最も少なくなりました。



■問6 望んだまちにしていくために具体的に必要なこと

望んだまちにしていくために必要なことは、「市民一人ひとりの意識」が最も多く、次いで「行政のリーダーシップ」と「不法投棄の取り締まり」となりました。

内容	回答数
市民一人ひとりの意識	4
行政のリーダーシップ	2
不法投棄の取り締まり	2
小学校からの地域的な環境教育	1
糸魚川市環境基本条例の周知	1
市野「ISO14001」の認定	1
水道水の水質向上	1
事業者へペナルティー制の導入	1
住民・行政・企業の連携	1
森林や農地の荒廃対策	1
小水力発電の導入	1
ジオパーク活動との調和	1
合計	17

■問7 環境保全について行政に望むこと

環境保全について行政に望むことは、「ごみ処理費用の詳細を公開」や「高能力焼却炉の導入」「海岸・河川のプラごみ回収運動」など廃棄物問題に関する回答が多い傾向にありました。

内容	回答数
ごみ処理費用の詳細を公開	1
徹底した行政の指導と規制	1
高能力焼却炉の導入	1
海岸・河川のプラごみ回収運動	1
水稲田の次世代引継ぎ問題への対策	1
山間地の荒廃防止対策	1
緑の基本計画の策定	1
持続可能なまちづくり（持続可能性の評価項目）	1
放射性物質モニタリング	1
合計	9

4 温室効果ガス排出量の算定方法

1. 将来排出量の算定方法

■将来排出量の算定方法

将来排出量は、将来においても現状の温暖化対策のまま推移すると仮定し、現況年度である平成 28(2016)年度の活動量あたりの排出量（原単位）に令和 2・12(2020・2030)年度に予測される活動量を乗じ、将来の排出量として推計しています。

将来の温室効果ガス排出量の予測は、以下の算定式により行います。

現状趨勢ケースの 排出量	=	活動量あたり排出量 (原単位)	×	活動量
		$\frac{\text{平成 28(2016)年度の排出量}}{\text{平成 28(2016)年度の活動量}}$		就業者数、製品出荷額、世帯数、廃棄物量等

表 将来予測に用いる活動量・原単位の予測方法

部門		活動量・原単位		予測方法
産業	製造業	活動量	製造品出荷額	過去の経年推移から統計的に解析し推計
		原単位	出荷額 1 円あたりのCO ₂ 排出量	現況値（2016年度値）で固定
	鉱業・建設業	活動量	従業者数	過去の経年推移から統計的に解析し推計
		原単位	従業者1人あたりのCO ₂ 排出量	現況値（2016年度値）で固定
	農林水産業	活動量	就業者数	過去の経年推移から統計的に解析し推計
		原単位	就業者1人あたりのCO ₂ 排出量	現況値（2016年度値）で固定
民生業務		活動量	市町村の従業者数	過去の経年推移から統計的に解析し推計
		原単位	従業者1人あたりのCO ₂ 排出量	現況値（2016年度値）で固定
民生家庭		活動量	世帯数	過去の経年推移から統計的に解析し推計
		原単位	1世帯あたりのCO ₂ 排出量	現況値（2016年度値）で固定
運輸	旅客・貨物自動車	活動量	自動車台数	過去の経年推移から統計的に解析し推計
		原単位	1台あたりのCO ₂ 排出量	現況値（2016年度値）で固定
	鉄道	営業キロや便数などに変更がないものとし、排出量は現状と同等と想定 (活動量・原単位は設定しない)		
	船舶	活動量	入港船舶総トン数	過去の経年推移から統計的に解析し推計
		原単位	船舶 1 トンあたりのCO ₂ 排出量	現況値（2016年度値）で固定
一般廃棄物		活動量	廃棄物量	過去の経年推移から統計的に解析し推計
		原単位	廃棄物 1 t あたりのCO ₂ 排出量	現況値（2016年度値）で固定

2. 将来排出量の算定根拠

将来排出量の推計に用いた値は以下ようになります。部門別市のCO₂排出量、及び平成2（1990）年から平成28（2016）年の値は、環境省「部門別CO₂排出量の現況推計」から抽出した値です。

表 将来排出量の推計の算定根拠【産業部門、民生業務、民生家庭】

項目	年度	産業部門			民生業務	民生家庭
		製造業	鉱業・建設業	農林水産業		
市のCO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	平成28(2016)年	198,028	18,506	729	68,199	80,741
活動量 (2020・2030年 は予測値)	(単位)	円	人	人	人	世帯
	平成2(1990)年	14,134,859	5,621	72	14,555	16,822
	平成17(2005)年	11,922,120	3,803	138	11,803	17,579
	平成19(2007)年	12,445,259	3,694	136	13,753	17,620
	平成20(2008)年	12,777,299	3,694	136	13,753	17,650
	平成21(2009)年	10,751,773	3,597	238	14,389	17,607
	平成22(2010)年	11,648,454	3,597	238	14,389	17,604
	平成23(2011)年	12,439,353	3,597	238	14,389	17,598
	平成24(2012)年	12,232,888	3,597	238	14,389	17,605
	平成25(2013)年	12,741,218	3,597	238	14,389	17,625
	平成26(2014)年	12,680,508	3,201	98	13,045	17,596
	平成27(2015)年	13,626,145	3,201	98	13,045	17,526
	平成28(2016)年	12,682,252	3,201	98	13,045	17,509
	令和2(2020)年	12,074,640	2,859	120	13,110	17,536
令和12(2030)年	11,889,387	2,294	87	13,029	17,475	
排出量/活動量 (原単位)	平成28(2016)年	0.016	5.781	7.436	5.228	4.611
CO ₂ 排出量の 趨勢値(t-CO ₂)	令和2(2020)年	188,541	16,526	890	68,541	80,865
	令和12(2030)年	185,648	13,263	646	68,113	80,585

表 将来排出量の推計の算定根拠【運輸部門、一般廃棄物】

項目	年度	運輸部門				一般廃棄物	合計
		旅客自動車	貨物自動車	鉄道	船舶		
市のCO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	平成28(2016)年	45,100	45,384	3,139	10,795	3,847	474,468
活動量 (2020・2030年 は予測値)	(単位)	台	台		トン		
	平成2(1990)年	14,582	13,941	－	1,362,292	－	－
	平成17(2005)年	25,470	10,472	－	3,338,317	－	－
	平成19(2007)年	25,666	10,204	－	2,736,203	19,308	－
	平成20(2008)年	25,785	10,033	－	2,938,181	18,489	－
	平成21(2009)年	26,001	9,843	－	2,346,527	18,130	－
	平成22(2010)年	26,165	9,558	－	1,990,594	17,996	－
	平成23(2011)年	26,047	9,644	－	2,028,563	17,685	－
	平成24(2012)年	26,349	9,343	－	1,761,915	17,707	－
	平成25(2013)年	26,567	9,291	－	2,070,710	17,509	－
	平成26(2014)年	26,505	9,187	－	1,972,787	17,367	－
	平成27(2015)年	26,345	9,098	－	1,966,383	17,220	－
	平成28(2016)年	25,832	8,918	－	1,857,371	17,073	－
	令和2(2020)年	25,678	7,771	－	1,606,160	16,084	－
令和12(2030)年	20,893	5,790	－	1,285,579	14,008	－	
排出量/活動量 (原単位)	平成28(2016)年	1.746	5.089	－	0.006	0.225	－
CO ₂ 排出量の 趨勢値(t-CO ₂)	令和2(2020)年	44,832	39,548	3,139	9,335	3,624	455,841
	令和12(2030)年	36,477	29,466	3,139	7,472	3,156	427,965

※令和2(2020)年度のCO₂排出量の趨勢値は、市のCO₂排出量排出削減目標(平成17(2005)年度比15%削減)を達成していますが、令和12(2030)年度のCO₂排出量の趨勢値は、国・県の削減目標(平成25(2013)年度比26%削減)を達成できない見込みです。

5 新エネルギービジョン

1. 再生可能エネルギー導入施設一覧

■太陽光発電

資料：糸魚川市

	事業主体名	施設名称	運転開始年	規模(kW)
1	青海事務所	グリーンパーク親不知	1991 1997	6
2	文化振興課	長者ヶ原遺跡公園	1999	0.018
3	福祉事務所	高齢者共同住宅「桜木荘」	2003	3.5
4	こども課	中能生小学校	2007	2.14
5	生涯学習課	大和川地区公民館	2007	10
6	ガス水道局	梶屋敷水源地	2008	1.5
7	商工観光課	ヒスイ峡展望台トイレ	2010	0.13
8	こども課	糸魚川東小学校	2010	20
9	生涯学習課	姫川コミュニティスポーツセンター	2010	10
10	生涯学習課	青海生涯学習センター	2010	10
11	健康増進課	糸魚川市健康づくりセンター はびねす	2011	15
12	生涯学習課	能生生涯学習センター	2011	10
13	環境生活課	糸魚川市斎場	2012	10
14	こども課	糸魚川市小学校	2012	20
15	こども課	糸魚川市東中学校	2012	20
16	生涯学習課	青海地区公民館 大沢支館	2012	4.9
17	生涯学習課	大野地区公民館	2012	9.6
18	こども課	磯部小学校	2013	10
19	こども課	やまのい保育園	2013	10
20	生涯学習課	田沢地区公民館	2013	5
21	健康増進課	能生国保診療所	2014	2.8

■中小水力エネルギー（1980年以降運転開始分）

	事業主体名	施設名称	運転開始年	規模(kW)
1	農林水産課	白池森林公園トイレ	2006	1.3
2	商工観光課	フィッシングパーク	2012	1
3	文化振興課	小滝川硬玉産地	2016	1

■バイオマスエネルギー

	事業主体名	施設名称	運転開始年	導入設備
1	こども課	根知保育園	2012	ペレットストーブ 1台
2	健康増進課	能生国保診療所	2014	ペレットストーブ 2台
3	こども課	中能生小学校	2014	ペレットストーブ 1台
4	能生事務所	長者温泉ゆとり館	2014	ペレットボイラー 1台 ペレットストーブ 3台
5	能生事務所	柵口温泉権現荘	2015	ペレットボイラー 1台
6	こども課	能生中学校	2015	ペレットストーブ 1台
7	青海事務所	ピアタウン青海 多目的施設 ほっこり館	2015	ペレットストーブ 1台

2. 固定価格買取制度（FIT）の導入状況

固定価格買取制度（FIT）における再生可能エネルギー発電設備について、令和元（2019）年9月時点の本市の導入状況は以下のようになります。新規認定とは、本制度が開始後に新たに認定を受けた設備です。移行認定とは、再エネ特措法の施行日において既に発電を開始していた設備にあって、本制度開始後に本制度へ移行した設備です。

資料：資源・エネルギー庁
(件数：件、容量：kW)

■太陽光発電設備の導入状況

区分		太陽光発電設備							
		10kW未満		10kW以上					
		うち自家発電設備併設		うち50kW未満	うち50kW以上500kW未満	うち500kW以上1,000kW未満	うち1,000kW以上2,000kW未満	うち2,000kW以上	
新規認定	導入件数	121	0	33	30	2	1	0	0
	導入容量	578.4	0	2135	601.2	537.2	996.6	0	0
移行認定	導入件数	126	4	4	0	0	0	0	0
	導入容量	458.4	56.4	56.4	0	0	0	0	0

■風力・水力発電設備の導入状況

(件数：件、容量：kW)

区分		風力発電設備				水力発電設備							
		20kW未満		20kW以上		200kW未満		200kW以上1,000kW未満		1,000kW以上5,000kW未満		5,000kW以上30,000kW未満	
				うち洋上風力		うち特定水力		うち特定水力		うち特定水力		うち特定水力	
新規認定	導入件数	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
	導入容量	0	0	0	0	0	990	990	0	0	0	0	
移行認定	導入件数	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	導入容量	0	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※風力発電は令和元年度に廃止しました。

■地熱・バイオマス発電設備の導入状況

(件数：件、容量：kW)

区分		地熱発電設備			バイオマス発電設備						再生可能エネルギー発電設備総計
		15,000kW未満		メタン発酵ガス	未利用木質		一般木質・農作物残さ	建設廃材	一般廃棄物・木質以外		
		15,000kW未満	15,000kW以上		2,000kW未満	2,000kW以上					
新規認定	導入件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	155
	導入容量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3703.4
移行認定	導入件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	132
	導入容量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	964.8

6 持続可能な開発目標 SDGs

SDGs (Sustainable Development Goals) は、日本語では、「持続可能な開発目標」と訳されます。2015年の国連サミットで決まった、地球上の誰一人として取り残さない、世界中のすべての人々が幸せに暮らすための17個の目標のことです。

SDGsの17のゴールには、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産・消費、気候変動、陸生生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題や、地球環境と密接にかかわる課題が数多く含まれています。これは、地球環境の持続可能性に対する国際社会の危機感の表れと言えます。

■17のゴールと169のターゲットのキーワード

※数字のターゲットは各目標の具体的な課題の達成を示し、アルファベットのターゲットはこれらの課題の達成を実現するための手段や措置について示されています。

ゴール1 貧困



貧困を

なくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

- 1.1 極度の貧困を終わらせる
- 1.2 貧困状態にある人の割合を半減させる
- 1.3 貧困層・脆弱層の人々を保護する
- 1.4 基礎的サービスへのアクセス（利用可能性）、財産の所有・管理の権利、金融サービスや経済的資源の平等な権利を確保する
- 1.5 貧困層・脆弱層の人々の強靱性を構築する
- 1.a 開発途上国の貧困対策に、様々な資源を動員する
- 1.b 貧困撲滅への投資拡大を支援するために政策的枠組みを構築する

ゴール2 飢餓



飢餓を

ゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する

- 2.1 飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする
- 2.2 栄養不良をなくし妊婦や高齢者等の栄養ニーズに対処する
- 2.3 小規模食料生産者の農業生産性と所得を倍増させる
- 2.4 持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を実践する
- 2.5 食糧生産にかかわる動植物の遺伝的多様性を維持し、遺伝資源等へのアクセスと、得られる利益の公正・衡平に配分する
- 2.a 開発途上国の農業生産能力向上のための投資を拡大する
- 2.b 世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正・防止する
- 2.c 食料市場の適正な機能を確保し、食料備蓄などの市場情報へのアクセスを容易にする

ゴール 3

健康な生活



すべての人に
健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、
福祉を促進する

- 3.1 妊産婦の死亡率を削減する
- 3.2 新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する
- 3.3 重篤な伝染病を根絶し、その他の感染症に対処する
- 3.4 非感染性疾患による若年死亡率を減少させ、精神保健及び福祉を促進する
- 3.5 薬物やアルコール等の物質乱用防止・治療を強化する
- 3.6 道路交通事故死傷者を半減させる
- 3.7 性と生殖に関する保健サービスを利用できるようにする
- 3.8 UHCを達成する（すべての人々が保健医療サービスを受けられるようにする）
- 3.9 環境汚染による死亡と疾病の件数を減らす
- 3.a たばこの規制を強化する
- 3.b ワクチンと医薬品の研究開発を支援し、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する
- 3.c 開発途上国における保健に関する財政・人材・能力を拡大させる
- 3.d 健康危険因子の早期警告、緩和・管理能力を強化する

ゴール 4

教育



質の高い教育
をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、
生涯学習の機会を促進する

- 4.1 無償・公正・質の高い初等・中等教育を修了できるようにする
- 4.2 乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする
- 4.3 高等教育を平等にアクセスできるようにする
- 4.4 働く技能を備えた若者と成人の割合を増やす
- 4.5 教育における男女格差をなくし、脆弱層が教育や職業訓練を平等にアクセスできるようにする
- 4.6 基本的な読み書き計算ができるようにする
- 4.7 すべての教育を通して、持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする
- 4.a 安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供する
- 4.b 開発途上国を対象とした高等教育の奨学金の件数を全世界でふやす
- 4.c 質の高い教員の数を増やす



←SDGs 研修会の様子



研修会で使用した
SDGs カード→

ゴール 5

ジェンダー平等



ジェンダー平等を
実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力
強化を行う

- 5.1 女性に対する差別をなくす
- 5.2 女性に対する暴力をなくす
- 5.3 女性に対する有害な慣行をなくす
- 5.4 無報酬の育児・介護・家事労働を認識・評価する
- 5.5 政治、経済、公共分野での意思決定において、女性の参画と平等なリーダーシップの機会を確保する
- 5.6 性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを確保する
- 5.a 財産等への女性のアクセスについて改革する
- 5.b 女性の能力を強化する
- 5.c 女性の能力強化のための政策・法規を導入・強化する

ゴール 6

水



安全な水とトイレ
を世界中に

すべての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を
確保する

- 6.1 安全・安価な飲料水を普遍的かつ衡平なアクセスを達成する
- 6.2 下水・衛生施設へのアクセスにより、野外での排泄をなくす
- 6.3 様々な手段により水質を改善する
- 6.4 水不足に対処し、水不足に悩む人々の数を大幅に減らす
- 6.5 統合水資源管理を実施する
- 6.6 水に関連する生態系を保護・回復する
- 6.a 開発途上国に対する、水と衛生分野における国際協力と能力構築を支援する
- 6.b 水と衛生の管理向上における地域社会の参加を支援・強化する

ゴール 7

エネルギー



エネルギーを
みんなに
そしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的
エネルギーへのアクセスを確保する

- 7.1 エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する
- 7.2 再生可能エネルギーの割合を増やす
- 7.3 エネルギー効率の改善率を増やす
- 7.a 国際協力によりクリーンエネルギーの研究・技術へのアクセスと投資を促進する
- 7.b 開発途上国において持続可能なエネルギーサービスを供給できるようにインフラ拡大と技術向上を行う

ゴール 8 雇用



働きがいも 経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

- 8.1 一人当たりの経済成長率を持続させる
- 8.2 高いレベルの経済生産性を達成する
- 8.3 開発重視型の政策を促進し、中小零細企業の設立や成長を奨励する
- 8.4 10YFP（持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み）に従い、経済成長と環境悪化を分断する
- 8.5 完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい仕事、同一労働同一賃金を達成する
- 8.6 就労・就学・職業訓練を行っていない若者の割合を減らす
- 8.7 強制労働・奴隷制・人身売買を終らせ、児童労働なくす
- 8.8 労働者の権利を保護し、安全・安心に働けるようにする
- 8.9 持続可能な観光業を促進する
- 8.10 銀行取引・保険・金融サービスへのアクセスを促進・拡大する
- 8.a 開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する
- 8.b 若年雇用のための世界的戦略と国際労働機関（ILO）の世界協定を実施をする

ゴール 9 インフラ



産業と技術革新の 基盤をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

- 9.1 経済発展と人間の福祉を支える持続可能で強靱なインフラを開発する
- 9.2 雇用と GDP に占める産業セクターの割合を増やす
- 9.3 小規模製造業等の、金融サービスや市場等への統合へのアクセスを拡大する
- 9.4 資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により、持続可能性を向上させる
- 9.5 産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる
- 9.a 開発途上国への支援強化により、持続可能で強靱なインフラ開発を促進する
- 9.b 開発途上国の技術開発・研究・イノベーションを支援する
- 9.c 後発開発途上国における普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供する

「SDGs の 5 つの特徴」

17 のゴールが関連し合っているということは、国連が提供する円形のロゴでも表現されています。

普遍性 先進国を含め、すべての国が行動

包摂性 人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」

参画型 すべてのステークホルダー（国、企業、各種団体、一般市民など）が役割を

統合性 社会・経済・環境に統合的に取り組む

透明性 定期的にフォローアップ（進捗確認）



ゴール 10 不平等の是正



人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する

- 10.1 所得の少ない人の所得成長率を上げる
- 10.2 すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促す
- 10.3 機会均等を確保し、成果の不平等を是正する
- 10.4 政策により、平等の拡大を達成する
- 10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制と監視を強化する
- 10.6 開発途上国の参加と発言力の拡大により正当な国際経済・金融制度を実現する
- 10.7 秩序のとれた、安全で規則的、責任ある移住や流動性を促進する
- 10.a 開発途上国に対して特別かつ異なる待遇の原則を実施する
- 10.b 開発途上国等のニーズの大きい国へ、政府開発援助(ODA)等の資金を流入させる
- 10.c 移住労働者の送金コストを下げる

ゴール 11 安全な都市



住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 11.1 住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する
- 11.2 交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する
- 11.3 参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する
- 11.4 世界文化遺産・自然遺産を保護・保全する
- 11.5 災害による死者数、被害者数、直接的経済損失を減らす
- 11.6 大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を軽減する
- 11.7 緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する
- 11.a 都市部、都市周辺部、農村部間の良好なつながりを支援する
- 11.b 総合的な災害リスク管理を策定し、実施する
- 11.c 後発開発途上国における持続可能で強靱な建造物の整備を支援する

ゴール 12 持続可能な生産・消費



つくる責任
つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する

- 12.1 10YFP（持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み）を実施する
- 12.2 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する
- 12.3 世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす
- 12.4 化学物質や廃棄物の適正管理により大気、水、土壌への放出を減らす
- 12.5 廃棄物の発生を減らす
- 12.6 企業に持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する
- 12.7 持続可能な公共調達を促進する
- 12.8 持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする
- 12.a 開発途上国の持続可能な消費・生産に係る能力を強化する
- 12.b 持続可能な観光業に対し、持続可能な開発がもたらす影響の測定手法を開発・導入する
- 12.c 開発に関する悪影響を最小限に留め、市場のひずみを除去し、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する

ゴール 13 気候変動



気候変動に
具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

- 13.1 気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する
- 13.2 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む
- 13.3 気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する
- 13.a UNFCCC（国連気候変動枠組条約）の先進締約国によるコミットメントを実施し、緑の気候基金を本格始動させる
- 13.b 開発途上国における気候変動関連の効果的な計画策定と管理能力を向上するメカニズムを推進する

ゴール 14 海洋



海の豊かさを
守ろう

持続可能な開発のために海洋及び海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

- 14.1 海洋汚染を防止・削減する
- 14.2 海洋及び沿岸の生態系を回復させる
- 14.3 海洋酸性化の影響を最小限にする
- 14.4 漁獲を規制し、不適切な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する
- 14.5 沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する

- 14.6 不適切漁獲につながる漁業補助金を禁止・撤廃し、同様の新たな補助金も導入しない
- 14.7 漁業・水産養殖・観光の持続可能な管理により、開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増やす
- 14.a 海洋の健全性と海洋生物多様性の向上のために、海洋技術を移転する
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者の海洋資源・市場へのアクセスを提供する
- 14.c 国際法を実施し、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する

ゴール 15

生態系・森林



陸の豊かさも 守ろう

陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- 15.1 陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する
- 15.2 森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止し・回復と植林を増やす
- 15.3 砂漠化に対処し、劣化した土地と土壌を回復する
- 15.4 生物多様性を含む山地生態系を保全する
- 15.5 絶滅危惧種の保護と絶滅防止のため対策を講じる
- 15.6 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分と遺伝資源への適切なアクセスを推進する
- 15.7 保護対象動植物種の密猟・違法取引をなくし、違法な野生生物製品に対処する
- 15.8 外来種対策を導入し、生態系への影響を減らす
- 15.9 生態系と生物多様性の価値を国の計画等に組み込む
- 15.a 生物多様性と生態系の保全・利用のために資金を動員する
- 15.b 持続可能な森林経営のための資金の調達と資源を動員する
- 15.c 保護種の密猟・違法取引への対処を支援する

ゴール 16

法の支配等



平和と公正を すべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセス提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る

- 16.1 暴力及び暴力に関連する死亡率を減らす
- 16.2 子どもに対する虐待や暴力・拷問を撲滅する
- 16.3 司法への平等なアクセスを提供する
- 16.4 組織犯罪をなくす
- 16.5 汚職や贈賄を大幅に減らす
- 16.6 透明性の高い公共機関を発展させる
- 16.7 適切な意思決定を確保する
- 16.8 国際機関への開発途上国の参加を拡大・強化する
- 16.9 すべての人に法的な身分証明を提供する
- 16.10 情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する
- 16.a 暴力やテロをなくすための国家機関を強化する
- 16.b 差別のない法律、規則、政策を推進し、実施する

ゴール17 パートナースhip



パートナーシップで 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル
目標を達成しよう ル・パートナーシップを活性化する

- 17.1 課税及び徴税能力の向上のために国内資源を動員する
- 17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA に係るコミットメントを完全に実施する
- 17.3 開発途上国のための追加的資金源を動員する
- 17.4 開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国の債務リスクを減らす
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入・実施する
- 17.6 科学技術イノベーションに関する国際協力を向上させ、知識共有を進める
- 17.7 開発途上国に対し、環境に配慮した技術の開発・移転等を促進する
- 17.8 後発開発途上国の実現技術の利用を強化する
- 17.9 開発途上国における能力構築の実施に対する国際的支援を強化する
- 17.10 WTO の下での公平な多角的貿易体制を促進する
- 17.11 開発途上国による輸出を増やす
- 17.12 後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する
- 17.13 世界的なマクロ経済を安定させる
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する
- 17.15 政策の確立・実施にあたり、各国の取組を尊重する
- 17.16 持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する
- 17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する
- 17.18 開発途上国に対する能力構築支援を強化し、非集計型データの入手可能性を向上させる
- 17.19 GDP 以外の尺度を開発し、開発途上国の統計に関する能力を構築する

資料：公益社団法人地球環境戦力研究機関（IGES）仮訳より環境省作成

出典：環境省_平成 30 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

環境省_持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド 資料編（第 2 版）

■糸魚川ユネスコ世界ジオパークは SDGs を推進しています！

糸魚川ユネスコ世界ジオパークでのジオパーク活動が進める「持続可能な地域づくり」の 3 本柱「保護・保全」、「地域振興」、「教育・防災」と SDGs の取組は目指す方向が同じです。

当市で行われる様々なジオパーク活動も、まさに SDGs の実践活動であり、それらを通じて、私たち一人ひとりが、できることから取り組んで行くことで、それぞれの目標を達成したいと考えています。





糸魚川市 市民部 環境生活課

〒941-8501

新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

TEL (025) 552-1511 (代)

FAX (025) 552-8955

URL <http://www.city.itoigawa.lg.jp>

E-mail kankyo@city.itoigawa.lg.jp